令和８年度「学校いじめの防止等基本方針」

令和８年４月１日
京都市立御室小学校

１　総則

（1）　目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼす。いじめが不登校の要因になることは少なくなく、自殺等、重大な危険を生じさせる恐れもある。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

本校では、国に於ける基本方針の改定（平成２９年３月）を踏まえ、「いじめ」の定義を「本校に在籍するすべての児童生徒間の心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、京都市の「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という理念の下、本市での「いじめ」に対する現状分析や課題及び学校が実施する施策を踏まえ、「いじめ」の積極的認知を行う。「けんか」や「ふざけあい」についても、「いじめ」から除外せず、組織的に対応することを通して、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

（2）基本理念

いじめの防止等の取組の推進にあたっては、子どもの育成に関わる全ての者が、次の３点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。また、他者間の人間関係構築について苦慮している児童生徒が多く見られる。発達段階に応じた取組を促すことが必要である。

① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他者を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けると共に、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。

② いじめの問題の解決にあたっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみを捉えるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を迅速且つ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。

③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をし、必要な支援が行われること。

２　いじめ対策委員会

御室小学校における「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を「御室小学校いじめ・不登校対策委員会」と称し、以下のように、構成、役割、開催時期、児童・保護者への周知方法を定める。

（１）構成

校長　教頭　教務主任　生徒指導主任　養護教諭　教育相談主任　学年主任、スクールカウンセラー　スクールソーシャルワーカー

（２）役割

＜未然防止＞

・いじめを許さない環境づくり
・教職員の共通理解と意識啓発
・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

＜早期発見・事案対処＞

・個別面談や相談窓口の集約
・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報収集と記録、共有
・いじめの情報があったときには、アンケート調査や聞き取り調査により、事実関係の把握
・いじめを受けた児童への支援と、いじめを行った児童への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う

＜取組と計画＞

・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
・未然防止の取組の年間計画の決定
・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
・年間の取組についての見直しを行う時期の決定

＜周知＞

・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

（３）開催時期

・定例委員会は、毎月第三金曜日に開催
・緊急対応の場合はこの限りではない。後述の「年間計画」に記載

（４）児童・保護者への周知方法

・年度当初の学校だより・学校ＨＰにて、児童・保護者に周知する。
・年度当初の朝会にて、「御室小学校いじめ・不登校対策委員会」の構成員全員の紹介をする。
　（ただし、いじめ等、イヤなことの相談は、どの教職員に相談しても良い事を合わせて知らせる）

３　学校いじめ防止プログラム

（１）学校におけるいじめの未然防止のための取組

①　学習環境の整備について

「割れ窓理論」などでも明らかなように、校内環境とりわけ学習環境の乱れが児童の心の乱れにつながる。その意味で、校内環境整備や校内美化に努めていく。

②　授業改善の充実（「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
・学習ルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。

③　道徳教育、人権教育の充実

・学校教育目標「しなやかに　がんばる　御室っ子」の中の「しなやかに」を実践する道徳教育・人権教育。
・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てることをねらいとした、活動の意図的・計画的な実施。
・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。

④　児童が主体的に行う活動や体験活動の充実（児童会活動や、ＰＴＡ、地域と連携した体験活動　等）

・小中連携の取組として行う中学校区ブロック児童会活動、あいさつ運動、清掃活動の推進。
・地域と連携したＰＴＡ行事や学校運営協議会行事の充実。
・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
・学校行事などを通しての人間関係づくり。
・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

⑤　児童同士の絆づくり（学級活動、縦割り活動、部活動　等）

・縦割り活動や異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
・地域、ＰＴＡとともに取り組むあいさつ運動の実施。
・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示
・児童会を利用したさまざまな取組の発表。

⑥　保護者啓発

・参観懇談会で保護者への広報や啓発を行う。
・ホームページのアップや学校だよりを通して、保護者や地域への広報や啓発を行う。
・学校長の地域行事への参加の折に、地域への広報や啓発活動を行う。

（２）いじめの早期発見・積極的認知のための措置

①　日常の児童に関する情報共有

・「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない教職員の意識向上を図り、朝のＰＣ掲示板、職員終礼、共通フォーマットの活用、教職員間メモ連絡などの充実により、質の高い情報共有を行う。

・子どもの課題や困りを共有する学年会や、学年間の課題や困りを共有する定例会を行う。

②　児童生徒に対する定期的な調査（いじめに対するアンケート、クラスマネジメントシート、教育相談　等）

・学校評価アンケート（年２回）、いじめに特化したアンケート（年２回）を利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。

・クラスマネジメントシート（年２回）を活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

③　上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

・アンケートなどの後、「あのねタイム」などの相談日を設け、気になるアンケートの内容について聞き取りを行う。

・担任・管理職の２重チェックで、確認をすることで、結果の検証及び組織的な対処につなげていく。

（３）いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

＜いじめ事案に対する組織的な対応の流れ＞

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』
- □学校いじめ防止プログラムの策定
- □教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』
- □担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の　確認・周知
- □臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- □児童生徒、保護者、地域への周知
- □いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- **学習環境の整備**
- **道徳教育・人権教育の充実**
- **児童生徒同士の絆づくり**
- **授業改善**
- **児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実**

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- **教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から**
- **アンケート調査等の情報から　等**

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】
- ●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】
- ●複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- ●いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- ●何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- ●聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。
［認識の共有化・行動の一元化］

心の通った指導

【児童への指導・支援】
- ●いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- ●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてＳＣ、ＳＳＷ、パトナ等との連携を図る。
- ●いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- ●周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡･家庭との連携】
- ●担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】
- ●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】
- ●いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、関係児童、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】
- ●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】
●少なくとも以下の２つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が**少なくとも３か月間**止んでいること　（救済）
②いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと　（回復）
※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ア　基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無、事実の確認について複数の教職員で聞き取り、被害児童の支援や加害児童への指導を行う。
また、学級・学年風土の醸成として、問題が起こった時こそ、迅速に適切に対応し、その他の児童への指導とする。「いじめはゆるさない。」という学級、学校からのメッセージを被害児童と加害児童に伝えるだけでなく、全体への指導とする。

イ　いじめが発覚したときの校内での情報共有及び対応

・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、個人の対応とするのではなく、学年主任や生徒指導主任、管理職と連携し、情報を共有し対応する。
・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
・被害児童及び保護者への支援を行う。
・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

ウ　インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

・インターネット上でのいじめは匿名性が高く、児童が行動に移しやすいなどの特性を教師が理解し、保護者と共に対応することを意識する。
・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
・「非行防止教室」や「情報モラル教室」等で京都府警察等の他機関とも連携し、内容を他学年・保護者にも周知する。

エ　「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

学校全体での継続的な指導・支援を行う。
少なくても以下の２つの要件が満たされるまで支援を継続する。
① いじめに係る行為が少なくとも３か月間止んでいること（救済）
② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策員会で行う。）

（４）教職員の資質能力向上の取組

①　内容（いじめ事案対処に関する校内研修　等）

・職朝連絡事項を研修と捉え、日々研鑽を重ねる。

・朝のＰＣ掲示板、職員終礼、共通フォーマットの活用、教職員間メモ連絡などの充実により、質の高い研修としていく。

・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。

・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。

・学年を中心としたいじめ事案ごとのミニケース会議の開催。

・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

②　実施時期（年間を通じて複数回）

・年間５回の定例全体会

・月１回の生徒指導委員会

４　保護者・地域、関係機関との連携

〇保護者・地域への情報発信、啓発、協働の取組

・参観懇談会で保護者への広報や啓発を行う。

・ＨＰのアップや学校だよりを通して、保護者や地域への広報や啓発を行う。

・学校長の地域行事への参加の折に、地域への広報や啓発活動を行う。

５　重大事態への対処

（１）　基本的な考え方

　重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法・京都市いじめの防止等に関する条例を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

（２）　重大事態が発覚したときの対応

　事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進　等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

６　年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	・職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム　ＰＤＣＡサイクルの確認と共有」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」	【共通】 ・入学式 ・学級開き ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員会の紹介」 ・「右側通行」強化月間 ・１年生を迎える会 ・生徒指導上の実践上の 4 視点（自己存在感の感受・安全・安心な風土の醸成）を意識して学習指導を行う。	・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有(2～6 年)	・授業参観① ・学級懇談会①の中で保護者啓発
5	・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 ・生徒指導校内研修会 「いじめ等、気になる児童の共有」	【共通】 ・憲法月間の講話の中で、人権の問題について話す ・縦割り活動の結団式 ・生徒指導上の実践上の 4 視点（自己存在感の感受・安全・安心な風土の醸成）を意識して学習指導を行う。 ・「御室の約束」ふりかえり 【５年】花背山の家長期宿泊学習		・憲法月間「学校だより」で啓発 ・家庭訪問週間 ・学校運営協議会で方針の説明①
6	・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて」	【共通】 ・「なかまづくり」の教材を参観時に活用 ・生徒指導上の実践上の 4 視点（自己存在感の感受・安全・安心な風土の醸成）を意識して学習指導を行う。 ・「御室の約束」ふりかえり 【６年】非行防止教室 修学旅行	・第１回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① ・教育相談週間（個別面談）① ・クラスマネジメントシートの実施①（3～6 年）、 ・無記名アンケートの実施（1～3 年）学年集約と共有	・授業参観②

7	・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果①」 「無記名いじめアンケートの結果①」	【共通】 ・生徒指導上の実践上の 4 視点（自己存在感の感受・安全・安心な風土の醸成）を意識して学習指導を行う。 ・「御室の約束」ふりかえり	学年集約と共有 ・教育相談週間（個別面談）②	・個人懇談会 ・前期学校評価実施
8	・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① ＰＤＣＡサイクル」 ・小中合同教職員研修	・「右側通行」強化月間 ・生徒指導上の実践上の 4 視点（共感的な人間関係の育成・安全・安心な風土の醸成）を意識して学習指導を行う。 ・「御室の約束」ふりかえり		
9	・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」①	【共通】 ・「右側通行」強化月間 ・生徒指導上の実践上の 4 視点（共感的な人間関係の育成・安全・安心な風土の醸成）を意識して学習指導を行う。 ・「御室の約束」ふりかえり		・授業参観③全学級「道徳」を公開
10	・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」①	【共通】 ・運動会 ・生徒指導上の実践上の 4 視点（共感的な人間関係の育成・安全・安心な風土の醸成）を意識して学習指導を行う。 ・「御室の約束」ふりかえり		・学校評価の結果公表 ・学校運営協議会で説明と評価②
11	・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて	【共通】 ・生徒指導上の実践上の 4 視点（共感的な人間関係の育成・安全・安心な風土の醸成）を意識して学習指導を行う。 ・「御室の約束」ふりかえり	・第２回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談週間（個別面談）② ・クラスマネジメントシートの実施②（３～６ 年）、学年集約と共有 ・無記名アンケートの実施（1～3 年）、学年集約と共有	人権参観
12	・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確	【共通】 ・人権集会 ・人権標語の作成と発表	・教育相談週間（個別面談）③	・人権月間「学校だより」で啓発 ・中学校区の人権表

	認② ＰＤＣＡサイクル」 「クラスマネジメントシートの結果②」	・生徒指導上の実践上の 4 視点（共感的な人間関係の育成・安全・安心な風土の醸成）を意識して学習指導を行う。 ・「御室の約束」ふりかえり 【６年】中学校半日体験入学		彰 ・個人懇談会
1	・いじめ対策委員会⑩ 「9 月～12 月いじめ事案の経過」	【共通】 ・「右側通行」強化月間 ・生徒指導上の実践上の 4 視点（自己決定の場の提供・安全・安心な風土の醸成）を意識して学習指導を行う。 ・「御室の約束」ふりかえり		
2	・いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② ・生徒指導委員会（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 「クラスマネジメントシートの結果③」	【共通】 ・生徒指導上の実践上の 4 視点（自己決定の場の提供・安全・安心な風土の醸成）を意識して学習指導を行う。 ・「御室の約束」ふりかえり 【６年】卒業社会見学	・教育相談週間（個別面談）④ ・クラスマネジメントシートの実施③（3～6 年）	・新 1 年入学説明会で校長から講話
3	・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③　ＰＤＣＡサイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ ＰＤＣＡサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」	【共通】 ・生徒指導上の実践上の 4 視点（自己決定の場の提供・安全・安心な風土の醸成）を意識して学習指導を行う。 ・「御室の約束」ふりかえり	・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（５年保存）	・後期学校評価結果公表 ・学校運営協議会で説明と評価③

※　年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※　「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。